

# 令和元年台風第19号により被災された方の 宮古市被災者支援サポートブック

令和5年6月版

## 目次

- |                         |      |
|-------------------------|------|
| ○ 住まいに関する支援制度           | P1   |
| ○ 年金に関する支援制度            | P1   |
| ○ 税金に関する支援制度            | P2~3 |
| ○ 医療に関する支援制度            | P4   |
| ○ 介護・子育て・福祉に関する支援制度     | P4   |
| ○ 住宅を建設・購入するための支援制度     | P5~6 |
| ○ 被災した住宅を補修・改修するための支援制度 | P6~7 |
| ○ 各種相談窓口のご案内            | P7   |

この冊子中、各制度の要件にある全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊については「住家被害が対象」となります。

（非住家は対象になりません。）

また、制度の利用について、り災証明書を取得している必要があります。

詳しくは、各担当窓口へお問い合わせください。



## ○ 住まいに関する支援制度

◇生活課 被災者支援室 Tel0193-68-9136 市役所1階

### ● 宮古市災害義援金の配分

- ・ 全壊、大規模半壊・半壊
- ★ 基礎支援金・支援金を申請した世帯主に対し、指定の口座へ振り込み  
(別途申請不要)
- ・ 一部損壊(準半壊)、一部損壊  
申請期間: 令和2年3月2日(月)～
- ★ 生活安全係窓口にて申請書を提出した世帯主  
に対して指定の口座へ振り込み(要申請)

### ■ 申請時に用意する物

- ◇印鑑
- ◇り災証明書
- ◇振込先金融機関名と口座番号が分かるもの(申請者と同じ名義のもの)

### ☑ 住宅に被害を受けた世帯へ配分(固定額) R5.3.31現在

り災判定	全壊	大規模半壊・半壊
国・県等	762,100円	381,000円
市	30,500円	15,250円
合計	792,600円	396,250円

### ☑ 住宅に被害を受けた世帯へ配分(固定額) R5.3.31現在

り災判定	一部損壊(準半壊)	一部損壊
国・県等	76,200円	38,100円
市	2,100円	1,100円
合計	78,300円	39,200円

## ○ 年金に関する支援制度

◇宮古年金事務所 Tel0193-62-1963 (宮古市太田一丁目7番12号)

◇総合窓口課 市民窓口係 Tel0193-68-9077 本庁舎1階

### ● 国民年金保険料の特例免除

期間: 令和元年9月から令和3年6月までの分

※ 上記以降の期間延長はありません。

※ 申請の日から2年1ヶ月前の月分まで遡って申請できます。

- ・ 住宅や家財、その他の財産などのうち最も被害の大きかったものについて、被害額がおおむね1/2以上ある方
- ・ 勤務先が被害を受け退職を余儀なくされた

### ☑ 申請により国民年金保険料を全額免除(学生の場合は納付猶予)

- ・ すでに一部免除(3/4免除、半額免除、1/4免除)となっている方も申請が可能
- ・ 免除期間における年金額は全額保険料を納めたときに比べて減額され、納付猶予期間は年金額に反映されませんが、いずれの保険料も10年以内に追納すれば、減額されず、年金額に反映されます。

## ○ 税金に関する支援制度

### ◇税務課 市民税係 TEL0193-68-9072 市役所2階

#### ● 市県民税(個人) ● 国民健康保険税の減免

期間: 令和元年10月12日以降に納期限の  
到来するもの(令和元年度分)

- 半壊以上または長期避難世帯
- 主たる生計維持者※3が死亡・重篤な傷病・行方不明
- 主たる生計維持者※3の収入減少見込み(要件あり)、または事業廃止・失業

※3 市県民税(個人)の場合は納税義務者

☑ 申請が必要

★ 令和元年11月29日までに半壊以上のり災証明書の交付を受けた世帯の方は申請不要  
(世帯に変更のあった方は、申請が必要となる場合があるのでお問い合わせください。)

● 国民健康保険一部負担金免除の申請も可能

#### ● 法人市民税の減免

期間: 令和元年10月12日～  
令和2年10月11日納期分

- 事務所などが一部損壊以上

☑ 申請が必要。法人市民税の均等割を減免

被害の程度	全壊・大規模半壊・半壊	一部損壊
減免の割合	全額減免	10分の5

#### ● 軽自動車税の免除

期間: 令和元年10月12日～  
令和3年4月1日取得分

- 上記の期間内に被災した自動車の代わりとして取得した軽自動車(代替車両)などで右表に該当する場合、取得後の初年度1年分が免除

☑ 申請が必要

被災した車種	代替の車種
普通自動車・軽自動車	軽自動車
2輪の小型自動車・2輪の軽自動車・原動機付自転車	2輪の小型自動車・2輪の軽自動車・原動機付自転車
小型特殊自動車	小型特殊自動車

### ◇税務課 資産税係 TEL0193-68-9073 市役所2階

#### ● 固定資産税の減免(令和元年度分)

期間: 令和元年10月12日～令和2年3月31日納期分

- 被害の程度に応じて減免額が異なる
- 浸水等により被害を受けた家屋とその敷地である土地で、り災証明書などで被害を確認したもの
- 浸水等により被害を受けた償却資産

☑ 申請が必要

★ り災証明書などで被災した土地および家屋であることが確認できているものについては申請不要

★ 償却資産は、申告が必要です。

#### ● 固定資産税の特例・減免

##### ①被災住宅用地の特例

- 住宅が滅失した場合で、他の建物、構築物の用に供されていない土地は、2カ年度分を住宅用地として取り扱います。

★ 申請不要

##### ②被災代替住宅用地の減免

- 被災住宅用地の所有者などが、それに代わる土地(被災代替土地)を令和元年10月12日から令和6年3月31日までの間に取得した場合は、被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3カ年度分は、その土地を住宅用地とみなし減免します。

☑ 申請が必要

★ 被災代替土地を取得後に、宮古市税務課へ申請

★ 減免は、被災土地1件につき、一度のみです。

##### ③被災代替家屋の特例

- 滅失・破損した家屋(被災家屋)の所有者などが、それに代わる家屋(被災代替家屋)を令和6年3月31日までの間に取得(中古も含む)し、または改築した場合には、被災代替家屋にかかる税額のうち被災家屋の床面積に相当する分について、4カ年度分は、2分の1を減額します。

☑ 申請が必要

★ 被災代替家屋を取得等後に、宮古市税務課へ申請

★ 特例は、被災家屋1棟につき、一度のみです。

##### ④被災代替償却資産の特例

- 滅失・破損した償却資産の所有者などが、その償却資産に代わる償却資産(被災代替償却資産)を令和6年3月31日までの間に、被災区域において取得し、または改良した場合には、課税標準額が4カ年度分は、2分の1となります。

☑ 申請が必要

★ 償却資産申告時に併せて、宮古市税務課へ申告

★ 特例は、被災償却資産1件につき、一度のみです。

● 個人事業税の減免

期限:個人事業税納期限

申請により平成30年所得分を減免

① 事業用資産にその価格の2分の1以上の損害があり、平成30年分の事業所得が1,000万円以下

① 事業所得の額に応じ税額の10分の10から4分の1の額を減免

② 納税義務者本人、控除対象配偶者、扶養親族が所有する住宅または家財にその価格の10分の3以上の損害があり、平成30年分の合計所得金額が500万円以下

② 税額の2分の1を軽減

● 不動産取得税の減免

期限:①不動産取得税納期限

申請により減免

②お問い合わせください。

① 損壊した不動産に代わるものと認められる不動産の取得(損壊から2年以内の取得)

① 被害を受けた不動産の損壊直前の価格に不動産取得税の税率を乗じた額を減免

② 不動産を取得した直後(取得から1年以内)に今回の災害で損壊

② 不動産の損壊直前の価格に不動産取得税の税率を乗じた額を減免

● 下記の税について、減免、軽減を受けることができます。

項目	内容	お問い合わせ先
個人事業税	個人の事業主に課税される税	◆宮古地域振興センター 県税室 TEL0193-64-2212
不動産取得税	土地や家屋の取得時に課税される税	
固定資産税	土地・家屋・償却資産に毎年課税される税	◆税務課 資産税係 TEL0193-68-9073
国民健康保険税	国民健康保険加入者の世帯主に課税される税	◆税務課 市民税係 TEL0193-68-9072
軽自動車税	軽自動車などに毎年課税される税	
住民税	個人所得に応じて課税される税	◆宮古税務署 TEL0193-62-1921
所得税		
贈与税	個人から財産をもらったときに課税される税	◆宮古税務署 TEL0193-62-1921
印紙税	課税物件に対する文書に対して課税される税	
登録免許税	登記や登録などについて課税される税	◆盛岡地方税務局宮古支局 TEL0193-62-2337(音声案内 2番)

## ○ 医療に関する支援制度

### ◇総合窓口課 国民健康保険係 Tel0193-68-9075 市役所1階

#### ● 国民健康保険加入者の一部負担金の免除

期間:令和元年10月12日～令和4年12月31日診療分

- ・ 半壊以上
  - ・ 主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病・行方不明
  - ・ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止または失職
  - ★ (対象者) 基準日において、世帯主と国民健康保険被保険者全員が、市町村民税を賦課されていないか免除されている方
- ☑ 国民健康保険加入者が医療機関で支払う医療費のうち保険診療分を免除(免除証明書を提示)
  - ★ 半壊以上の「り災証明書」の交付を受けた世帯で、免除証明書が交付されていない国民健康保険加入者は申請が必要
  - ・ 医療機関に支払い済みの場合は、払い戻しについて総合窓口課国民健康保険係へ要相談

### ◇総合窓口課 医療給付係 Tel0193-68-9076 市役所1階

### ◇岩手県後期高齢者医療広域連合 Tel019-606-7500

#### ● 後期高齢者医療制度加入者の一部負担金の免除の助成(市)

期間:令和元年10月12日～令和4年12月31日診療分

- ・ 半壊以上
  - ・ 主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病・行方不明
  - ・ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止または失職し現在収入なし
  - ★ (対象者) 基準日において、後期高齢者医療被保険者本人とその世帯員全員が、市町村民税を賦課されていないか免除されている方
  - ★ 広域連合が行う一部負担金免除を受けていた方は申請不要
- ☑ 後期高齢者医療制度加入者が医療機関で支払う医療費のうち保険診療分を払い戻し
  - ★ 広域連合の免除制度による一部負担金の減免や高額療養費、他制度での医療費助成など、他制度からの給付を除く金額を助成

## ○ 介護・子育て・福祉に関する支援制度

### ◇こども課 保育係 Tel0193-68-9088 市役所1階

#### ● 児童館使用料などの免除

期間:令和元年10月12日～令和4年12月31日利用分

- ・ 半壊以上
  - ・ 世帯の生計中心者が災害により失業・休業し、令和元年の世帯収入額が平成30年に比べ10分の3以上減少
  - ★ (対象者) 基準日において、利用する児童の居住する世帯員全員が、市町村民税を賦課されていないか免除されている方。
- ☑ 使用料を全額免除
    - ・ 児童館使用料
    - ・ 学童の家使用料
    - ・ へき地保育所使用料

### ◇福祉課 地域福祉係 Tel0193-68-9082 市役所1階

#### ● 災害弔慰金

- ・ 生計維持者の死亡 500万円
- ・ その他の者の死亡 250万円

- ☑ 台風19号により死亡された方のご遺族に対して支給
  - ・ 支給ご遺族の順位
    - (1) 死亡当時において、死亡者により生計を共にされていたご遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母の順)
    - (2) 上記(1)のご遺族がいない場合、死亡した方の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した方の死亡当時その方と同居し、または生計を同じくしていた方に限る)

#### ● 災害障害見舞金

- ・ 生計維持者 250万円
- ・ その他の者 125万円

- ☑ 台風19号により重度の障害(両眼失明、両上肢ひじ関節以上を切断等)を受けた方に対して支給



## ○ 住宅を建設・購入するための支援制度

(中古住宅購入の場合は一部非該当となるのでお問い合わせください)

### ◇福祉課 生活福祉係 TEL0193-68-9083 市役所1階

#### ● すまいの再建促進事業補助金

期限:令和5年11月13日(月)

・ 全壊または解体※5

★ 再建場所は市内に限定

※加算支援金(建築、購入)を既に受け取られている方が対象

☑ 住宅の建設・購入を補助

・ 複数世帯:上限 200万円

・ 単数世帯:上限 150万円

★ 住宅の完成・購入後に宮古市福祉課へ申請

対象 ※5 △はやむをえず解体した 경우에 限ります。解体前にご相談ください。

名称		全壊・解体※1			大規模半壊			半壊	一部損壊
		対象の有無	複数世帯	単数世帯	対象の有無	複数世帯	単数世帯	対象の有無	対象の有無
基礎支援金	固定額	○	100万円	75万円	○	50万円	37.5万円	△	×
加算支援金「建設・購入」	固定額	○	200万円	150万円	○	200万円	150万円	△	×
すまいの再建促進事業補助金	上限額	○	200万円	150万円	△	解体※5の有無による		△	×
	最大額		500万円	375万円	最大額	250万円	187.5万円		

### ◇建築住宅課 公営住宅係 TEL0193-68-9107 市役所3階

#### ● 被災者定住促進住宅建築利子補給事業補助金

期限:令和7年3月31日(月)

・ 半壊以上かつ流失・解体※5

★ 再建場所は市内に限定

★ 加算支援金(補修)を受けた場合は、申請不可

☑ 住宅ローンを組んだ場合の建物分利子への補助

・ 被災した自宅に替わる住宅を市内に建築または購入する場合の住宅ローン利子の一部を補助

被災住宅	持家	借家
上限額	465万円	250万円

### ◇エネルギー推進課 エネルギー推進係 TEL0193-68-9079 本庁舎4階

#### ● ① 宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金

期限:令和6年3月31日

★ 電力受給開始日から3か月以内

・ 被災要件なし

★ 設置場所は市内に限定

★ 市内事業者により設置されたもの

☑ 太陽光発電システムの設置を補助

・ 1kWあたり4万円(上限 25万円)

・ 最大出力10kW未満

★ 設置完了(電力受給開始)後の申請

#### ● ② 宮古市蓄電池システム導入促進費補助金

期限:令和6年3月31日

★ 太陽光発電システムと接続した日から3ヶ月以内

・ 被災要件なし

★ 設置場所は市内に限定

★ 市内事業者により設置されたもの

☑ 蓄電池システムの設置を補助

・ 1kWhあたり3万円(上限20万円)

★ 設置完了後の申請

①と②は併用可能です。

◇都市計画課 管理計画係 TEL0193-68-9108 市役所3階

● 浸水宅地等復旧支援事業

期限: 令和7年3月31日(月)

- ・ 建物の一部損壊以上または被災宅地危険度判定中被害以上

- ・ 災害時に自ら居住していた住宅の宅地等が被災し、右記に掲げる工事等を行い、引続き居住する方(事業用の土地は助成対象外)

★ 再建場所は市内に限定

★ 宅地のみ被害の場合は、市で現地確認のうえ、宅地危険度を判定します。

★ その他、申請には各種条件がありますので、施工前にご相談ください。

- ☑ 台風により被災した宅地の復旧工事費を助成
  - ・ 20万円以上の工事費の1/2を補助(上限50万円)

□ 助成対象工事

- ・ のり面の保護工事
- ・ 側溝などの排水施設の設置工事
- ・ 地盤の補強工事および整地工事
- ・ 擁壁の設置工事および補強工事
- ・ 地盤調査など

◇農林課 林政係 TEL0193-68-9097 市役所2階

● 地域木材利用補助金

期限: 令和5年11月13日(月)

- ・ 大規模半壊以上

★ 加算支援金の受給が要件

★ 再建場所は市内に限定

- ☑ 木造住宅の建築を補助

- ・ 県産材を80%以上かつ10㎡以上使用し、そのうち1/2以上は宮古市内で伐採されたもの。

- ・ 一棟あたり100万円

★ 期限以降は被災の有無を問わず、一棟あたり30万円を補助

● 木質バイオマスストーブ補助金

- ・ 通年事業

- ・ 被災要件なし

★ 設置場所は市内に限定

- ☑ 二次燃焼等機能付薪ストーブ・ペレットストーブの設置を補助

- ・ 上限10万円

- ・ 設置経費の1/3を補助

○ 被災した住宅を補修・改修するための支援制度

◇エネルギー推進課 エネルギー推進係 TEL0193-68-9079 本庁舎4階

● ① 宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金

期限: 令和6年3月31日

★ 電力受給開始日から3か月以内

- ・ 被災要件なし

★ 設置場所は市内に限定

★ 市内事業者により設置されたもの

- ☑ 太陽光発電システムの設置を補助

- ・ 1kWあたり4万円(上限25万円)

- ・ 最大出力10kW未満

★ 設置完了(電力受給開始)後の申請

● ② 宮古市蓄電池システム導入促進費補助金

期限: 令和6年3月31日

★ 太陽光発電システムと接続した日から3ヶ月以内

- ・ 被災要件なし

★ 設置場所は市内に限定

★ 市内事業者により設置されたもの

- ☑ 蓄電池システムの設置を補助

- ・ 1kWhあたり3万円(上限20万円)

★ 設置完了後の申請

①と②は併用可能です。

◇都市計画課 管理計画係 TEL0193-68-9108 市役所3階

● 浸水宅地等復旧支援事業

期限:令和7年3月31日(月)

- 建物の一部損壊以上または被災宅地危険度判定中被害以上
- 災害時に自ら居住していた住宅の宅地等が被災し、右記に掲げる工事等を行い、引続き居住する方(事業用の土地は助成対象外)
- ★ 再建場所は市内に限定
- ★ 宅地のみ被害の場合は、市で現地確認のうえ、宅地危険度を判定します。
- ★ その他、申請には各種条件がありますので、施工前にご相談ください。

- ☑ 台風により被災した宅地の復旧工事費を助成
  - ・ 20万円以上の工事費の1/2を補助(上限50万円)

- ☐ 助成対象工事
  - ・ のり面の保護工事
  - ・ 側溝などの排水施設の設置工事
  - ・ 地盤の補強工事および整地工事
  - ・ 擁壁の設置工事および補強工事
  - ・ 地盤調査など

◇農林課 林政係 TEL0193-68-9097 市役所2階

● 木質バイオマスストーブ補助金

- 通年事業
- 被災要件なし
- ★ 設置場所は市内に限定

- ☑ 二次燃焼等機能付薪ストーブ・ペレットストーブの設置を補助
  - ・ 上限 10万円
  - ・ 設置経費の1/3を補助

○ 各種相談窓口のご案内

◇岩手県地域型復興住宅推進協議会 事務局(一社)岩手県建築士事務所協会 TEL019-651-0784

● 岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度

- ☑ 工務店や不動産情報を紹介

家を建てたい方、補修・改修したい方が工務店を円滑に見つけられるよう、また工務店などが工事を円滑に進められるよう、工務店紹介支援、不動産紹介支援、職人融通支援、資材確保支援を行う。

◆東北財務局 令和元年台風第19号災害相談ダイヤル(Tel 0120-917-993(フリーダイヤル))

- ☑ 台風災害に関連した金融面の相談(無料)
  - ・ 預金、借入、保険、有価証券など金融取引の相談と金融機関の窓口のご案内
  - ・ 債務整理手続きのための弁護士等の紹介

- (参考)「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。(要件あり)
  - ・ 手続支援を無料で受けられます。
  - ・ 財産の一部を手元に残せます。
  - ・ 個人信用情報として登録されません。

※詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。

◇生活課 被災者支援室 TEL0193-68-9136 市役所1階

● 被災者の総合相談窓口

- ☑ 公的支援制度などを総合的に説明



## 令和元年台風19号により被災された方の宮古市被災者支援サポートブック

令和5年6月 発行（編集）

宮古市 市民生活部 生活課 被災者支援室

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

（直 通） TEL 0193-68-9136 FAX 0193-63-9110

（代 表） TEL 0193-62-2111

宮古市ホームページ <http://www.city.miyako.iwate.jp/>